

子どもの預け先をどうやって探したらよいの？

～令和2年4月に保育所等への入所を検討されている方へ～

川崎市では、多様な保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園だけではなく、小規模保育や家庭的保育、事業所内保育といった地域型保育事業のほか、川崎認定保育園やおなかま保育室等の認可外保育施設など、様々な保育事業を実施しています。また、働きながら子どもを幼稚園に通わせたいという希望に対応して、預かり保育を実施している幼稚園もあります。

「認可保育所と認可外保育施設はどう違うの？」、「週に数日だけでも預かってくれるところはあるの？」、「幼稚園に通わせながら仕事もしたい！」など、お子様の預け先を検討の際には、このパンフレットを参考にして、ご家庭のニーズにあった施設・事業を探してみてください。

まずは、週に何日間の保育が必要なのかを考えてみましょう。
それによって探し方は変わってきます。



1. 週4日以上の子育て支援が必要な方

3ページへ

- 育児休業明けや、仕事を始めるため求職活動中の方など預け先が必要な方

2. 週3日以下の子育て支援が必要な方

8ページへ

- 週3日以下で仕事をしている（始めたい）ので定期的に預け先が必要な方
- 病気や冠婚葬祭などの用事で不定期に預け先が必要な方

- 施設やサービスに関する利用手続き等の詳細については、各区役所・地区健康福祉ステーションの窓口で10月から配布予定の「令和2年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」、または市のホームページ等でご確認ください。
- 令和2年4月の保育所等の入所に関する最新の情報は、随時、市ホームページ「子育て応援ナビ」でお知らせいたします。
- 「幼児教育・保育の無償化」に関しては、川崎市幼保無償化事務センターの専用ダイヤル（電話：044-246-2025、平日10:00～19:00）、又は市ホームページ「子育て応援ナビ」でご確認ください。

詳しい情報については、市ホームページをご活用ください。

かわさき子育て応援ナビ

検索



- ※ この案内での「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（2号、3号認定部分）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）をいいます。
- ※ 認定こども園については、幼稚園部分（3歳児以上）を利用される場合は「1号認定」、保育所部分を利用される場合は「2号認定（3歳児以上）」又は「3号認定（3歳児未満）」となります。

年齢や預ける日数などに応じた施設種別・サービス

週4日以上 子どもを預けたい

週3日以下 もしくは
ときどき
子どもを預けたい

0～2歳児

3～5歳児

0～5歳児

保育所等

<市への申請が必要>

◎小規模保育

定員 6～19 人の
少人数保育

◎家庭的保育

定員 5 人以下の
少人数保育

◎事業所内保育

事業所の保育施設等
で従業員の子どもと
地域の子どもを一緒に保育

認可外保育施設

<各施設で受付>

◎おなかま保育室

保育所等に申込み、
入所要件を満たしながらも入所できない
子どもをお預かりする施設

※保育所等に申請し、入所
保留になった場合に申込み
できます。

保育所等

<市への申請が必要>

◎認可保育所

保護者が就労などの
ために、常時、家庭
で保育できない場合に
保護者に代わって
保育することを目的
とした児童福祉施設

◎認定こども園

(保育所部分)
就学前の教育・保育
を一体的に提供し、
地域の子育て支援も
行う施設

認可外保育施設

<各施設で受付>

◎川崎認定保育園

市が定めた一定の基
準を満たし、市が独
自に認定した施設

※月額5千～2万円の保育
料補助あり(要件あり)

幼稚園・認定こども園

<各園で受付>

◎幼稚園

(預かり保育実施園)
幼児を保育し、健や
かな成長のために適
当な環境を与えて、
その心身の発達を助
長することを目的と
した学校教育施設

※4 時間を標準とする教
育時間のほか、希望者
を対象に預かり保育を
実施している幼稚園が
あります。

◎認定こども園

(幼稚園部分)
就学前の教育・保育
を一体的に提供し、
地域の子育て支援も
行う施設

※子ども・子育て支援新
制度に移行した幼稚園
及び認定こども園につ
いては、園を通じて市
の教育・保育給付認定
を受ける必要があります。

保育所等

<各施設で受付>

◎認可保育所の 一時保育

保護者が週3日以内
の就労や就学、病気
や冠婚葬祭などのた
め、子どもを家庭で
保育できない場合
に、断続的又は一時
的に、保護者に代わ
り保育を実施

認可外保育施設

<各施設で受付>

◎川崎認定保育園の リフレッシュ保育

週3日以下の月極契
約や、冠婚葬祭等で
子どもを保育できな
い場合に保育を実施

その他の認可外保育施設

<各施設で受付>

◎企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に
応じた多様で柔軟な保
育サービスを提供する
ために運営する施設

※地域枠を設けて、地
域住民で保育を必要
とする児童の受入れを
実施している施設もあ
ります。利用をお考え
の方は、勤務先又は施
設に直接お問い合わせ
ください。

◎地域保育園

市に開設の届出をし、
認可外保育施設指導
監督基準を満たして
いる施設(0～5 歳児
受入・施設による)

◆**年度限定型保育事業**：開設1・2年度目の認可保育所において、4・5歳児枠の空きスペースを活用し、1年間の期間限定で1・2歳児の受入枠を一時的かつ臨時的に確保する事業です。令和2年度の実施については、令和2年1月下旬までに実施の可否を判断し、実施する場合は、市ホームページに掲載し、入所保留となった方に案内を送付します。

1. 週4日以上の保育が必要な方

預け先の候補

※受入年齢・月齢は施設により異なります。

区 分		受入年齢	申込み
保育所等	認可保育所・認定こども園（保育所部分）	0～5歳児（園による）	市への申請 （お住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションで申込み）
	地域型保育事業 （小規模保育・家庭的保育等）	0～2歳児	
認可外 保育施設	川崎認定保育園	0～5歳児（園による）	各施設に 直接申込み
	おなかま保育室（※保育所等の入所保留者が対象）	6か月～2歳児	
	その他（企業主導型保育事業・地域保育園）	0～5歳児（園による）	
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		3～5歳児	

（1） 保育所等（認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業）

お住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションで申し込みます。

申込書類や概要等は、各区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当で配布している「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」、または市ホームページの「かわさき子育て応援ナビ」をご覧ください。

初めて申請する方は、早めにお住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションの相談窓口（児童家庭課又は児童家庭サービス担当）で説明を受けましょう。

<4月の入所に向けたアドバイス ①>

保育所等は定員を超える申込みがあった場合、保護者の就労状況などによる利用調整で入所決定しています。市全体では、特に低年齢児（0～2歳児）は定員を超える申込みが多い状況です。申込みにあたっては、無理なく通える範囲で、できるだけ多くの施設を記入することをお勧めします。

また、申込みは年間を通して受け付けていますが、ほとんどの保育所等においては4月で定員に達するため、年度途中で受入れを行うことは多くありません。

なお、令和2年4月入所の一次申込みは、令和元年10月15日（火）～11月14日（木）まで（郵送の場合は11月5日（火）消印有効）受付します。なるべく早めに利用案内を入手し、受付締切日に遅れないよう手続きをしましょう。

<4月の入所に向けたアドバイス ②>

園によって受入年齢や保育時間が異なりますので、ご自身に合っているかを確認してください。また、園への送迎には、原則、自家用車はご利用になれませんので、自宅からの経路や距離なども十分に考慮してください。

希望する園には、できるだけ申請前にお子さんを連れて実際の通園手段で見学に行き、無理なく通えるか、園の保育方針や雰囲気自分が合っているかなどを確認しましょう。

なお、申請期間中は見学が集中するため、希望者の多い園は見学の予約もできない場合がありますので、申請期間前から余裕をもって始めましょう。

(2) 川崎認定保育園（認可外保育施設）


川崎認定保育園は、市が定めた一定の要件を満たした認可外保育施設で、市から運営費の助成を受けている保育施設です。利用にあたっては、**施設へ直接申込み・契約**となりますので、保育料や申込み方法、施設の空き情報などについては各園にお問い合わせください。なお、施設の空き情報については、市ホームページでも定期的に更新し、公開しています。

また、「幼児教育・保育の無償化」の制度とは別に、一定条件を満たす児童の保護者に対し**保育料の補助制度を実施しています**。さらに、在園児童のきょうだいも川崎認定保育園や保育所等を利用している場合、多子軽減制度により保育料が減額される場合がありますので各園にお問い合わせください。

市ホームページ（川崎市の認可外保育施設の空き情報）

川崎市認可外 空き

🔍 検索



<4月の入所に向けたアドバイス ③>

川崎市では、認可保育所や小規模保育の新設等により、毎年、保育受入枠を増やしていますが、現在のところ保護者の就労時間がフルタイム（月 20 日、1 日実働 7 時間以上の就労）でも入所できない方がいらっしゃる状況です。就労時間が短い方や、求職中でこれから仕事を始める方などは、更に入所が厳しい状況となる場合があります。

そのため、預け先を検討する際には、保育所等の申請と合わせて、認可外保育施設の利用についても、検討することをお勧めします。施設によっては早期申込制度など、早くから探すほど有利になる場合もあります。また、幼稚園の中には、教育時間の前後、長期休業日等に、預かり保育を実施している園もありますので併せてご検討ください（7ページ）。

① 川崎認定保育園の保育料補助金

「川崎認定保育園」に通う児童の保護者のうち、一定の要件を満たす方には、「幼児教育・保育の無償化」の制度で支給される金額とは別に、最大で月額 2 万円の保育料補助を実施しています（半年ごとの後払い）。園ごとに保育料は異なりますが、所得によっては、保育所等と同程度か、それ以下になる場合もあります。

【令和 2 年度保育料補助上限額（予定）】

補助基準税額	3 歳未満児	3 歳以上児
市民税所得割相当額 321,700 円未満の世帯	月額 20,000 円まで	月額 5,000 円まで
市民税所得割相当額 321,700 円以上の世帯	月額 10,000 円まで	

※ 補助対象の条件、期間などの詳細は、市ホームページ<子育て応援ナビ>をご覧ください。


※ 上記市民税所得割相当額は、令和 2 年度の世帯の合計額によります。

※ 平成 30 年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率を基に補助基準を算定いたします。

市ホームページ（川崎認定保育園等保育料補助金）

川崎認定 補助金

🔍 検索



<川崎市民が横浜保育室を利用した場合の保育料補助制度の適用について>

川崎市と横浜市が平成 26 年 10 月に締結した連携協定に基づき、川崎市民が横浜保育室を利用した場合にも川崎市の保育料補助制度が適用されます。

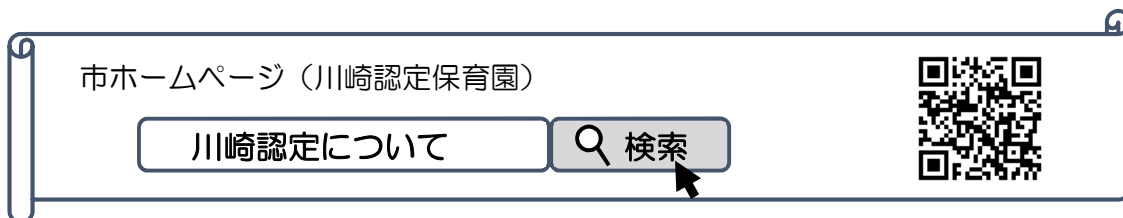
横浜保育室は横浜市が独自に定めた基準を満たした認可外保育施設です。施設の詳細は横浜市こども青少年局のホームページでご確認ください。

② 認可保育所と川崎認定保育園との違い

「川崎認定保育園」は、川崎市が定めた一定の基準を満たした認可外保育施設です。

認可保育所との主な違いは、必要となる有資格者（保育士等）の割合が、認可保育所では保育従事者全員であるのに対し、川崎認定保育園では2/3以上または1/2以上となっていますが、職員の配置割合や保育スペースの面積基準はどちらも同じとなっています。

保育の内容についても、法令に基づき、年1回以上、市が立入調査を行い、指導等を実施するなど、質の確保に努めています。



③ 川崎認定保育園の特徴

川崎認定保育園だからこそできる様々な保育内容やサービス等を紹介します。

■ 特色ある保育内容

認可保育所と同じくらいの人員・設備を整えて、就学前まで預かる体制ができているところや、0～2歳のお子さんを中心に、家庭的な保育を実施しているところなど、様々な形態があります。

さらに、英語教室などの教育に力を入れていたり、習い事や体づくりを重視していたりと、特色ある保育を実施している園もあります。



■ 多様なサービス

送迎サービス（有料）を実施している施設があります。また、車で送迎する方のために、駐車スペースを確保している園もあります。

ほかにも、延長保育への対応など、忙しいご家庭や近くに保育園がない方にとっては、助かるサービスを実施している園もあります。

■ 入園予約が可能な施設がある

4月入園にあたり、通常の申込受付前に、入園金を支払えば予約できる早期申込制度を実施している園もあります。ただし、キャンセルした場合は返還されない場合もありますのでご注意ください。

<4月の入所に向けたアドバイス ④>

川崎認定保育園は、先着順で入園決定するところが多く、また、特色のある保育を行っている園もたくさんあります。入園を検討する場合には、見学の受付日を確認し、なるべく早めに希望施設の見学に行きましょう。小さいお子さんを連れて外出するのは大変ですが、早い段階から探し始めることが重要です。

その際には、区の窓口で配布している各施設の情報シートや、施設のホームページ、国が定めた「よい保育施設の選び方十か条」などを参考に、複数の園の見学に行きましょう。その中で、この施設なら預けたいと思ったら、確保するのも1つの方法です。

「認可保育所に入れると思っていたら入所が保留となってしまった、急いで認可外保育施設を探したけれど空きがない」という状況にならないためにも、早くから見学に行き、申込みのスケジュールなどもあわせて確認しましょう。

【よい保育施設の選び方十か条】（厚生労働省ホームページより）

保育施設を選ぶ際のチェックポイントについて厚生労働省で定めています。

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| ①まずは情報収集を | ⑤子どもたちの様子を見て | ⑨預けはじめてからもチェックを |
| ②事前に見学を | ⑥保育する人の様子を見て | ⑩不満や疑問は率直に |
| ③見た目だけで決めないで | ⑦施設の様子を見て | |
| ④部屋の中まで入って見て | ⑧保育の方針を聞いて | |

(3) おなかま保育室（認可外保育施設）

市内在住で、0歳児（生後6か月）～3歳未満児を対象に、保育所等の利用申込みをし、保育の必要性の認定を受けながらも保育所等の利用ができないお子さんをお預かりする施設です。お住まいの区だけでなく他の区のおなかま保育室にも申込みが可能です。

おなかま保育室の利用申込みは、施設を見学（必須）の上、直接施設に申込みとなります。

なお、おなかま保育室入室中に、保育所等に内定した場合は、内定した保育所等に入所していただくこととなり、おなかま保育室の継続利用はできません。

また、おなかま保育室入室中に市外へ転出した場合も、継続利用はできません。



(4) 企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供するために、国からの助成を受けて運営する認可外保育施設です。

企業が従業員の子どもを預かることを目的に設置した保育施設ですが、地域枠を設けて、地域住民で保育を必要とする児童の受入れを実施している施設もあります。

利用をお考えの方は、勤務先又は施設に直接お問い合わせください。


(5) 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

3～5歳児を対象とした学校教育施設です。開園は月～金曜日で、夏休み・冬休み・春休みの長期休業があります。また、教育時間は1日4時間を標準としていますが、園によっては、教育時間の前後や長期休業日等に「預かり保育（1日8時間以上、又は11時間以上）」を実施している園もあります。

例年、8月頃から各園において説明会や見学の受入れを開始しますので、直接、希望する園に確認しましょう。

市ホームページ（幼稚園・認定こども園）

川崎市 幼稚園 認定こども園



<4月の入所に向けたアドバイス ⑤>

求職活動中の方も保育所等への入所申込みは可能です。ただし、入所した場合には、入所後2か月以内に就労を開始し【月64時間以上（1日4時間以上かつ月16日以上）】、就労証明書を区の窓口へ提出する必要があります。

4ページの「アドバイス③」で記載のとおり、求職活動中を要件とした保育所等への入所は、特に低年齢児においては厳しい状況ですので、今後を見据えた動きが必要です。認可外保育施設に預けてでも仕事を始めるのか、保育所等に入れるまで待つのかを考えましょう。

<4月の入所に向けたアドバイス ⑥>

保育所等に内定する一方で、川崎認定保育園や幼稚園にも利用を予約している場合は、速やかにどちらかの施設に入所するかを決めていただき、入所しない施設について所定の手続き（保育所等の内定辞退、又は川崎認定保育園・幼稚園の予約の解除）を行いましょ。

また、園との直接契約となる川崎認定保育園や幼稚園の予約を解除する場合、事前に納付した入園料や予約金等が返還されない場合がありますので、必ず施設見学等において、事前にこれら料金の取扱いについて確認しましょう。


<幼児教育・保育の無償化について>

令和元年10月から、0歳児から2歳児までは住民税非課税世帯、3歳児から5歳児までは全ての世帯のお子さんを対象として、保育所等・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分含む）・認可外保育施設等の保育料に対する「幼児教育・保育の無償化」の制度が実施されます。

制度の詳細や手続き方法等については、随時、市ホームページ等でお知らせいたします。また、川崎市幼保無償化事務センター専用ダイヤル（電話：044-246-2025、平日10:00～19:00）において問い合わせを受け付けています。

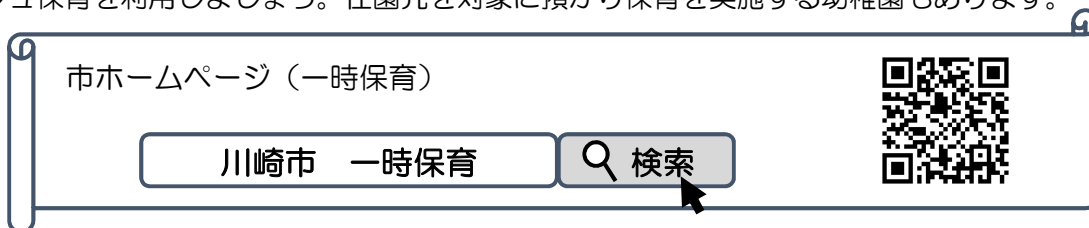
市ホームページ（幼児教育・保育の無償化）

川崎市 保育 無償化



2. 週1～3日の仕事をしている(始めたい)ので定期的に預け先が必要な方 又は病気や冠婚葬祭などの用事で不定期に預け先が必要な方

週3日以下又は不定期にお子さんを預けたい方は、認可保育所の一時保育や、川崎認定保育園のリフレッシュ保育を利用しましょう。在園児を対象に預かり保育を実施する幼稚園もあります。



<一時保育を定期的に利用したい方へのアドバイス>

認可保育所の一時保育は、4月当初に定員に達してしまう園もありますので、早めに園に問い合わせ確認しておきましょう。

なお、認可保育所の一時保育はお子様お一人につき、1園のみの登録利用となります。

また、川崎認定保育園のリフレッシュ保育は、週1～3日利用する方に向けて、月極料金を実施している施設もあります。

幼稚園においても4時間を標準とする教育時間のほかに、在園児の希望者を対象とした預かり保育を実施する施設があります。各施設によって特色あるサービスを実施していますので、一度、見学に行ってお確認しておきましょう。

令和元年9月改訂 『子どもの預け先をどうやって探したらよいの?』

※ 記載内容に関するお問合せは、お住まいの区の区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当をお願いします。